

定 款

東京エレクトロン デバイス株式会社

2024年6月19日

東京エレクトロン デバイス株式会社 定 款

第 1 章 総 則

第 1 条 (商 号)

当社は、東京エレクトロン デバイス株式会社と称し、英文では、TOKYO ELECTRON DEVICE LIMITED と表示する。

第 2 条 (目 的)

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 半導体等の電子部品の製造、販売、仲介
2. 電子機器用部品の製造、販売、賃貸、仲介
3. 通信機器、計測機器、制御機器等の製造、販売、賃貸、仲介
4. 医療機器等の製造、販売、賃貸、仲介
5. コンピュータおよびその周辺機器の製造、販売、賃貸、仲介
6. コンピュータシステムの製作、販売、賃貸、仲介
7. ソフトウェアの製作、販売、賃貸、仲介
8. 前各号にかかわる設計、開発、保守、検査、加工
9. 建設業
10. 前各号に付帯または関連する特許権その他知的財産権の取得、譲渡およびその仲介
11. 労働者派遣事業
12. 前各号に付帯または関連する一切の業務

第 3 条 (本店の所在地)

当社は、本店を東京都渋谷区に置く。

第 4 条 (機関)

当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

第 5 条 (公告方法)

当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

第6条（発行可能株式総数）

当社の発行可能株式総数は、76,800,000株とする。

第7条（単元株式数）

当社の単元株式数は、100株とする。

第8条（単元未満株式についての権利）

当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

第9条（株主名簿管理人）

当社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- ③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

第10条（株式取扱規程）

当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株 主 総 会

第11条（定時株主総会の基準日）

当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

第12条（株主総会の招集）

定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時これを招集する。

- ② 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により、あらかじめ取締役会の定めた取締役がこれを招集する。

- ③ 当該取締役が事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序に従い、他の取締役がこれを招集する。

第 13 条 (株主総会の議長)

株主総会の議長は、あらかじめ取締役会の定めた取締役がこれに当る。

- ② 当該取締役が事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序に従い、他の取締役がこれに当る。

第 14 条 (電子提供措置等)

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第 15 条 (決議の方法)

株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

第 16 条 (議決権の代理行使)

株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、議決権を行使することができる。

- ② 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

第 17 条 (議 事 録)

株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

第4章 取締役および取締役会

第18条 (取締役の員数)

当社の取締役は、10名以内とする。

第19条 (取締役の選任)

取締役は、株主総会において選任する。

- ② 取締役の選任は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 取締役の選任は、累積投票によらないものとする。

第20条 (取締役の任期)

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

第21条 (代表取締役および役付取締役)

当社は、取締役会の決議により、代表取締役を選定する。

- ② 取締役会の決議により、取締役社長の他、役付取締役を定めることができる。

第22条 (取締役会の招集権者および議長)

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会の定めた取締役がこれを招集し、議長となる。

- ② 当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序に従い、他の取締役がこれに当る。

第23条 (取締役会の招集通知)

取締役会の招集通知は、会日の7日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要がある場合にはこれを短縮することができる。

- ② 取締役会は、取締役および監査役の全員の同意により、招集の手続を経ないで開催することができる。

第24条 (取締役会の決議方法)

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

- ② 当社は、会社法第370条の要件を充たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

第 25 条 (取締役の報酬等)

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

第 26 条 (取締役との責任限定契約)

当会社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、当該取締役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第 5 章 監査役および監査役会

第 27 条 (監査役の員数)

当会社の監査役は、5 名以内とする。

第 28 条 (監査役の選任)

監査役は、株主総会において選任する。

- ② 監査役の選任は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第 29 条 (監査役の任期)

監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第 30 条 (常勤監査役)

監査役会は、その決議によって常勤監査役を選定する。

第 31 条 (監査役会の招集通知)

監査役会の招集通知は、会日の 7 日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要がある場合にはこれを短縮することができる。

- ② 監査役会は、監査役全員の同意により、招集の手続を経ないで開催することができる。

第 32 条 (監査役会の決議方法)

監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

第 33 条 (監査役の報酬等)

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第 34 条 (監査役との責任限定契約)

当社は、監査役との間で、当該監査役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第 6 章 計 算

第 35 条 (事業年度)

当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

第 36 条 (剰余金の配当等の決定機関)

当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定める。

第 37 条 (剰余金の配当の基準日)

当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

- ② 当社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。
- ③ 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第 38 条 (配当の除斥期間)

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社は支払の義務を免れる。

(附 則)

定款第 3 条の変更は、2024 年 9 月 30 日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生ずるものとし、本条の規定は、本店移転の効力発生日後、これを削除する。